

後期高齢者医療制度の保険料の軽減特例の維持、継続を求める
意見書

後期高齢者医療制度は、75歳以上人口の増加と医療費増が全ての世代の負担や保険料に直接はね返る仕組みとされており、2008年の制度導入後、すでに4回にわたり保険料が値上げされた。

政府は、被保険者の半数を超える865万人に適用されている保険料軽減特例措置を2017年度から廃止しようとしている。

後期高齢者医療保険料はもとより、介護保険料など社会保障にかかる高齢者の負担は増え続け、電気・ガスなどの公共料金をはじめ相次ぐ諸物価値上げ、2017年度には消費税率の引き上げが予定されている。加えて、わずかな年金も特例水準解消に続き、マクロ経済スライドの導入により大幅に減額されるなど、高齢者の生活は大変苦しくなっている。

特に低所得者である高齢者の生活を取り巻く状況は厳しくなることが予測される。

以上の趣旨から、政府におかれては保険料の軽減特例措置を維持、継続されるとともに、恒久制度とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} あて

三木市議会議長 加 岳 井 茂